

承認第 9 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 1 号）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第10号

令和2年度おいらせ町一般会計補正予算（第1号）について

令和2年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,535,114千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,709,814千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月24日 専決

おいらせ町長 成田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,530,213	2,534,674	4,064,887
	2 国庫補助金	359,744	2,534,674	2,894,418
19 繰入金		546,813	440	547,253
	2 基金繰入金	546,811	440	547,251
歳入合計		10,174,700	2,535,114	12,709,814

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,270,077	2,535,114	3,805,191
	1 総務管理費	647,621	2,535,114	3,182,735
歳 出 合 計		10,174,700	2,535,114	12,709,814